

7・3 STCW 条約の包括的見直し

(1) 改正 STCW 条約について

包括的見直し作業を実施してきた STCW 条約(1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約)は、平成 22(2010)年 6 月にマニラで開催された締約国会議において最終文言が採択され、「STCW 条約 2010 マニラ改正」として平成 24(2012)年 1 月 1 日に発効(平成 29(2017)年 1 月 1 日施行)しており、日本国の対応として国土交通省は、STCW 条約 2010 マニラ改正の発効に合わせ、平成 24(2012)年 1 月 1 日付で船員法施行規則等の関係規定を、平成 26(2014)年 4 月 1 日付けで船舶職員及び小型操縦者法施行規則等の関係規定を改定した。(主な改正内容は次のとおり)

※船員法施行規則の主な改正内容

- 健康証明書関係
- 有能海員・電気技士部員資格関係
- 危険物等取扱責任者資格関係
- 安全基本訓練・救命艇手資格・上級消火訓練関係
- 保安訓練関係

※船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の主な改正内容

- 海技士(航海)に対する ECDIS 要件の義務化・訓練内容
- 海技士の身体検査基準の見直し
- 海技免状の更新要件の見直し

(2) 国際海事機関(IMO)の人的因子訓練当直小委員会(HTW)について

平成 25(2013)年 11 月に開催された IMO 第 28 回総会において、IMO の海上安全委員会(MSC)など親委員会傘下の小委員会を再編し、従来の 9 つの小委員会から 7 つの小委員会とすることが正式に承認された。これにより従来の「訓練当直基準小委員会 (STW: Sub-committee for Standards of Training and Watchkeeping)」は「人的因子訓練当直小委員会(HTW: Sub-committee for Human Element, Training and Watchkeeping)」へ名称が変更された。

なお、平成 27(2015)年 2 月の第 2 回人的因子訓練当直小委員会(HTW2)において「極海域を航行する船舶に乗り組む船員の訓練要件」が審議され、基本ならびに上級訓練資格証明書の取得要件や乗船履歴として認められる海域の改正案等が合意された。改正 STCW 条約の発効は平成 28(2016)年 6 月に開催予定の親委員会(MSC)の採択を得て平成 30(2018)年 1 月 1 日となる予定。